



「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に関する参考資料について

国土交通省住宅局

国土交通省では「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の理解を深めていただくためにガイドラインを補足する「参考資料」を作成いたしました。

本参考資料は、近時の実務の事例を収集しトラブルになりやすい代表的なケースを取り上げ、ガイドラインにおける原状回復費用の算定方法を理解する上での参考情報としてとりまとめたものです。ぜひご活用ください。

■「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」「参考資料」は国土交通省の Web ページにてご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

「待つて！家選びの基準変わります」漫画冊子 配布のお願い

国土交通省住宅局

改正建築物省エネ法（令和 4 年 6 月 17 日交付）により、令和 7 年 4 月（予定）以降、原則すべての新築建築物について省エネ基準への適合が義務付けられることとなっています。また、適合義務化に先行して、住宅金融支援機構によるフラット 35 においては令和 5 年 4 月から、住宅ローン減税においては令和 6 年 1 月以降に新築の建築確認を受けたものから、省エネ基準への適合が要件化されます。

国土交通省では、制度の周知を図るため、住宅取得者の方向けに、省エネ基準の適合義務制度や省エネ住宅のメリットなどをわかりやすく解説した「漫画冊子」をご用意いたしました。

以下の専用窓口にてご登録いただいた部数の漫画冊子をお送りさせていただきますので、住宅取得希望者の方への積極的な配布にご協力ください。冊子代及び送料等の費用はかかりません。

✓専用窓口：<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/shoene-shiryo>
申込期限：令和 5 年 6 月 30 日 期限前に受付終了の場合有

✓配布に関する問い合わせ先：shoene-shiryo@shoenehou.jp

○漫画冊子は、下記よりご覧いただくことができます。

<https://www.mlit.go.jp/common/001582580.pdf>

伊勢市空家対策補助制度「空家リフォーム促進事業補助金」のご案内

伊勢市では、市内の空家をリフォームする方に工事費用の一部を補助する「空家リフォーム補助金制度」を令和 5 年 4 月に開始しております。

○補助金額は工事費用の 1/2

移住者世帯・子育て世帯の方 上限 50 万円

一般世帯・空家所有者の方 上限 30 万円

○補助金制度の詳細などは、下記伊勢市空家対策の関連補助制度の Web ページをご覧ください。

https://www.city.ise.mie.jp/kurashi/hikkoshi_sumai/akiya/hojo/index.htm

○お問合せ先：伊勢市 住宅政策課 空家対策係 TEL 0596-21-5597



新入会員のご紹介

入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
R5.5.18	(1)3759	オールウェイズ(株)	森川 雅章	四日市市三栄町 4 番 15 号 ヴィラカタオカ 202 号室	059-351-6560
R5.5.18	(1)3760	(株)Dクリエイト	稲垣 信江	いなべ市大安町石樽南 1456 番地 2	0594-78-3676

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。